

補足説明資料 6 - 1

6 条

津波による損傷の防止

津波による損傷の防止に関する説明資料

特許みの範囲は、商業機密のため、非公開とします。

目 次

1. 要求事項	1
2. 要求事項への適合性	4

別紙 1 ABAQUS コードによる応力解析について

別紙 2 貯蔵用三次蓋の構造健全性について

1. 要求事項

型式設計特定機器の型式指定申請において、特定兼用キャスクの津波による損傷の防止に関する要求事項は、以下のとおりである。

(i) 技術基準規則要求事項

a. 技術基準規則第6条第2項

兼用キャスク及びその周辺施設が設置許可基準規則第五条第二項に規定する津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

ii. 技術基準規則解釈第6条第2項

第2項の規定は、設置許可基準規則第5条第2項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設置許可基準規則第5条第2項に規定する津波に対して兼用キャスクが機能を維持していることをいう。

(2) 原子力発電所敷地内での輸送・貯蔵兼用乾式キャスクによる使用済燃料の貯蔵に関する審査
ガイド確認事項

「4. 自然現象に対する兼用キャスクの設計 4.2 考慮する自然現象等の設定方針、4.3 考慮する自然現象に対する設計方針」には、以下のように記載されている。

【審査における確認事項】

『

(考慮する自然現象等の設定方針)

(1) 設置許可基準規則第5条第2項に規定する津波による作用力を適用していること。

(基本方針)

(2) 兼用キャスクは、(1)に示す津波による作用力に対して安全機能が維持されること。

(設計・評価の方針)

(3) 兼用キャスクに対する津波の影響については、兼用キャスクの設置方法に応じて適切な評価を実施し、津波による作用力に対して兼用キャスクの安全機能が維持される設計であること。

』

【確認内容】

『

(考慮する自然現象等の設定方針)

(1) 設置許可基準規則の解釈別記4第5条第1項及び第2項に基づき、兼用キャスク告示で定める津波又は基準津波を定めていること。

(2) 設置許可基準規則第5条第2項に規定する津波として、以下のいずれかを適用していること。

①兼用キャスク告示で定める津波による作用力

兼用キャスクの設置位置への津波の遡上を前提とし、兼用キャスクに作用する津波荷重として、波力及び漂流物衝突荷重を考慮する。これらを算出するために必要な浸水深、流速及び漂流物質量は以下のとおり。

- ・浸水深 : 10m
- ・流速 : 20m/s
- ・漂流物質量 : 100t

②基準津波による作用力

(省略)

(基本方針)

- (3) 兼用キャスク告示で定める津波を適用する場合は、津波が兼用キャスクの設置位置へ遡上することを前提とした評価が行われていること。
- (4) 津波に対する評価に際しては、必要に応じて「基準津波及び耐津波方針に係る審査ガイド」及び「耐津波設計に係る工認審査ガイド」を参考にしていること。

(設計・評価の方針)

- (5) 以下を踏まえたものであること。また、設計及び工事の計画の認可においては、津波荷重の設定、施設の寸法、構造及び強度が要求事項に適合するものであること。

・兼用キャスク告示で定める津波を適用する場合

- 1) 兼用キャスクの評価において保守的な荷重の作用及び組合せを設定すること。
- 2) 1)において考慮する荷重としては、浸水深に基づく津波波力並びに流速及び漂流物質量に基づく衝突荷重を基本とし、それぞれの荷重については、兼用キャスクの評価上最も厳しくなる位置へ作用させること。
- 3) 津波波力及び漂流物荷重は、以下の指針等を参考に設定することができる。

①津波波力（津波波圧）

- ・東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針

②漂流物衝突荷重

- ・道路橋示方書・同解説（I 共通編・IV 下部構造編）

- 4) 津波荷重に対する兼用キャスクの評価は、既往の研究事例や機能確認試験等の結果との対比、FEM解析に基づく応力評価等により行うこと。

・基準津波を適用する場合

(省略)

』

2. 要求事項への適合性

(1) 技術基準規則への適合性

MSF-24P(S)型の津波による損傷の防止に関する設計は、以下のとおり技術基準規則に適合している。

a. 技術基準規則第6条第2項

兼用キャスク及びその周辺施設が設置許可基準規則第五条第二項に規定する津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。

b. 技術基準規則解釈第6条第2項

第2項の規定は、設置許可基準規則第5条第2項の規定に基づき設置許可で確認した設計方針に基づき、設置許可基準規則第5条第2項に規定する津波に対して兼用キャスクが機能を維持していることをいう。

MSF-24P(S)型は、兼用キャスクが津波により安全機能を損なうかどうかをその設置される位置のいかんにかかわらず判断するために用いる合理的な津波として原子力規制委員会が別に定める津波による遡上波の波力及び漂流物の衝突による荷重が同時に作用する荷重条件に対して、特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位のうち、閉じ込め機能を担保する部位は、おおむね弾性状態に留まるようにし、臨界防止機能を担保するバスケットプレートは、弾性状態に留まるように設計する。その他の部位については、塑性ひずみが生じる場合であっても、破断延性限界に十分な余裕を有し、特定兼用キャスクの安全機能が維持される設計とする。

2. (2) 審査ガイドへの適合性の説明に示すとおり、MSF-24P(S)型は、設置許可基準規則第5条第2項の規定に基づいて型式証明を受けた設計方針に基づき、兼用キャスク告示で定める津波に対して、十分な構造強度を有し、安全機能が維持されることを確認している。

(2) 審査ガイドへの適合性

審査ガイドでは、兼用キャスクの有する安全機能を維持するために自然現象等に対する基本方針の妥当性を確認することが定められており、特定兼用キャスクの津波による損傷の防止に関する設計は、以下のとおり審査ガイドの確認内容に適合している。

[確認内容]

(1) 設置許可基準規則の解釈別記4第5条第1項及び第2項に基づき、兼用キャスク告示で定める津波又は基準津波を定めていること。

(2) 設置許可基準規則第5条第2項に規定する津波として、以下のいずれかを適用していること。

①兼用キャスク告示で定める津波による作用力

兼用キャスクの設置位置への津波の遡上を前提とし、兼用キャスクに作用する津波荷重として、波力及び漂流物衝突荷重を考慮する。これらを算出するために必要な浸水深、流速及び漂流物質量は以下のとおり。

- ・浸水深 : 10m
- ・流速 : 20m/s
- ・漂流物質量 : 100t

②基準津波による作用力

(省略)

MSF-24P(S)型に津波が作用した場合の評価に用いる津波荷重は、兼用キャスク告示で定める津波による作用力とし、波力及び漂流物荷重を考慮している。これらを算出するための条件は以下のとおりである。

- ・浸水深 : 10m
- ・流速 : 20m/s
- ・漂流物質量 : 100t

〔確認内容〕

- (3) 兼用キャスク告示で定める津波を適用する場合は、津波が兼用キャスクの設置位置へ適上することを前提とした評価が行われていること。
- (4) 津波に対する評価に際しては、必要に応じて「基準津波及び耐津波方針に係る審査ガイド」及び「耐津波設計に係る工認審査ガイド」を参考にしていること。
- (5) 以下を踏まえたものであること。また、設計及び工事の計画の認可においては、津波荷重の設定、施設の寸法、構造及び強度が要求事項に適合するものであること。
 - ・兼用キャスク告示で定める津波を適用する場合
 - 1) 兼用キャスクの評価において保守的な荷重の作用及び組合せを設定すること。
 - 2) 1)において考慮する荷重としては、浸水深に基づく津波波力並びに流速及び漂流物質量に基づく衝突荷重を基本とし、それぞれの荷重については、兼用キャスクの評価上最も厳しくなる位置へ作用させること。
 - 3) 津波波力及び漂流物荷重は、以下の指針等を参考に設定することができる。
 - ①津波波力（津波波圧）
 - ・東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針
 - ②漂流物衝突荷重
 - ・道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編・Ⅳ下部構造編）
 - 4) 津波荷重に対する兼用キャスクの評価は、既往の研究事例や機能確認試験等の結果との対比、FEM解析に基づく応力評価等により行うこと。

MSF-24P(S)型の津波に対する評価は、津波がMSF-24P(S)型の設置位置へ適上することを前提として、以下に示す津波荷重及びその他考慮すべき荷重の組合せを適切に考慮して、MSF-24P(S)型の構造強度評価及び機能維持評価を実施し、それらの結果がそれぞれ定める許容限界を満足することを確認した。

津波荷重は、浸水深に基づく津波波力並びに流速及び漂流物質量に基づく衝突荷重が同時に作用することを考慮し、MSF-24P(S)型の評価上最も厳しくなる位置へ作用させている。また、それ以外の荷重として、常時作用する荷重（自重）及び運転時の状態で作用する荷重（供用中に作用する荷重（圧力荷重、機械的荷重及び熱荷重））を考慮している。

津波波力は、「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（国土交通省住宅局（平成23年11月）」）、漂流物衝突荷重は、「道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）（（公社）日本道路協会（平成29年11月）」）に基づきそれぞれ設定している。

津波荷重及びその他考慮すべき荷重の組み合わせに対する特定兼用キャスクの評価では、FEM解析及び応力評価式による応力評価により実施している。

津波による損傷を防止する設計における MSF-24P(S) 型の安全機能の維持は、津波荷重及びその他考慮すべき荷重に対して、特定兼用キャスクの構造強度の確保を基本とし、特定兼用キャスクに上記の荷重が作用した場合に特定兼用キャスクの安全機能を担保する部位に生じる応力を許容限界以下とすることで構造強度を確保する。応力評価は、(一社)日本機械学会「使用済燃料貯蔵施設規格 金属キャスク構造規格 JSME S FAI-2007」(以下「金属キャスク構造規格」という。)に基づき、許容限界は、金属キャスク構造規格の適用部材の分類に応じた供用状態Dの許容基準を適用している。金属キャスク構造規格における密封境界部(密封シール部及び密封蓋ボルト)の供用状態Dの許容応力は弾性範囲内である。

また、臨界防止機能を担保するバスケットプレートについては、金属キャスク構造規格に規定されている材料を用いていないため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 26 の 3 第 1 項の規定により、使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定(指定の番号: T-D P C17001)を受けた金属製の乾式キャスク(MSF-21P 型)のバスケットプレートに適用するアルミニウム合金(MB-A3004-H112)における供用状態Dの許容基準を許容限界とするとともに、弾性範囲内に留まることを確認している。

さらに、除熱機能を担保する伝熱フィンについては、バスケットプレートと同様に金属キャスク構造規格に規定がないため、部材が欠損せず、除熱機能を維持できるための基準として破断点を許容限界としている。

上記に基づく評価の結果、MSF-24P(S) 型の各部材が津波時に十分な構造強度を有しており、安全機能が維持されることを型式指定申請書 添付書類 3-1 「津波による損傷防止に関する説明書」に示すとおり確認している(第 1 表及び第 2 表参照)。

第1表(1/2) MSF-24P(S)型の津波に対する構造強度評価結果
(胴、一次蓋、一次蓋ボルト、カバープレート、カバープレートボルト、二次蓋、二次蓋ボルト
の金属キャスク構造規格への適合性確認結果)

分類	評価項目	番号	許容基準 ^(注1)	適合確認結果	
密封容器	ボルト以外 ^(注2)	一次一般膜応力強さ	MCD-1311.3(1)	$P_n \leq 2/3S_u$	各応力強さは許容基準(許容応力)以下である。
		一次局部膜応力強さ	MCD-1311.3(2)	$P_L \leq S_u$	
		一次膜+一次曲げ応力強さ	MCD-1311.3(3)	$P_L + P_b \leq S_u$	
		圧縮応力	MCD-1317(3)	$\sigma_c \leq \text{MIN}[1.5S_u, 1.5B]$	
	密封シール部 ^(注3)	一次一般膜応力強さ	MCD-1318.1(1)	$P_n \leq S_y$	各応力強さは許容基準(許容応力)以下である。
		一次局部膜応力強さ	MCD-1318.1(2)	$P_L \leq S_y$	
		一次膜+一次曲げ応力強さ	MCD-1318.1(3)	$P_L + P_b \leq S_y$	
		一次+二次応力強さ	MCD-1318.1(4)	$P_L + P_b + Q \leq S_y$	
	ボルト ^(注4)	平均引張応力	MCD-1321.2(1)	$\sigma_n \leq S_y$	各応力は許容基準(許容応力)以下である。
		平均引張応力+曲げ応力	MCD-1321.2(2)	$\sigma_n + \sigma_b \leq S_y$	

(注1) 記号の説明は、型式指定申請書 添付書類3-1-1「津波に対する強度計算の基本方針」による。

(注2) 胴、胴(底板)、胴(フランジ)、一次蓋、カバープレート、二次蓋のうち、密封シール部を除く。

(注3) 胴(シール部)、一次蓋(シール部)、二次蓋(シール部)

(注4) 一次蓋ボルト、二次蓋ボルト、カバープレートボルト

第1表(2/2) MSF-24P(S)型の津波に対する構造強度評価結果
(外筒、下部端板、中性子遮蔽材カバーの金属キャスク構造規格への適合性確認結果)

分類	評価項目	番号	許容基準 ^(注1)	適合確認結果
中間胴 ^(注2)	引張応力(一次)	MCD-3721.3(1)	引張応力(一次) $\leq 2/3S_u$	各応力は許容基準(許容応力)以下である。
	せん断応力(一次)	MCD-3721.3(1)	せん断応力(一次) $\leq 2/3S_u/\sqrt{3}$	
	圧縮応力(一次)	MCD-3721.3(1)	圧縮応力(一次) $\leq 1.5f_c^*$	
	曲げ応力(一次)	MCD-3721.3(1)	曲げ応力(一次) $\leq 2/3S_u$	
	組合せ応力(一次)	MCD-3721.3(1)	組合せ応力(一次) $\leq 2/3S_u$	

(注1) 記号の説明は、型式指定申請書 添付書類3-1-1「津波に対する強度計算の基本方針」による。

(注2) 外筒、下部端板、蓋部中性子遮蔽材カバー、底部中性子遮蔽材カバー

第2表 MSF-24P(S)型の津波に対する機能維持評価結果
 (バスケットプレート及び伝熱フィンの応力評価結果)

分類	評価項目	許容基準 ^(注1)		評価結果
バスケット (注2)	一次一般膜応力強さ	使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器等の型式の指定(指定の番号：T-DPC17001)を受けた許容基準	$P_n \leq 2/3S_u$	各応力強さ又は各応力は許容基準(許容応力)以下である。
	一次一般膜+一次曲げ応力強さ		$P_n + P_b \leq S_u$	
	せん断応力		$\tau \leq 1.2S_n$	
	圧縮応力		$\sigma_c \leq 1.5f_c^*$	
伝熱フィン	せん断応力	— (破断点)	$\tau \leq 2/3S_u$	

(注1) 記号の説明は、型式指定申請書 添付書類3-1-1「津波に対する強度計算の基本方針」による。

(注2) バスケットプレート

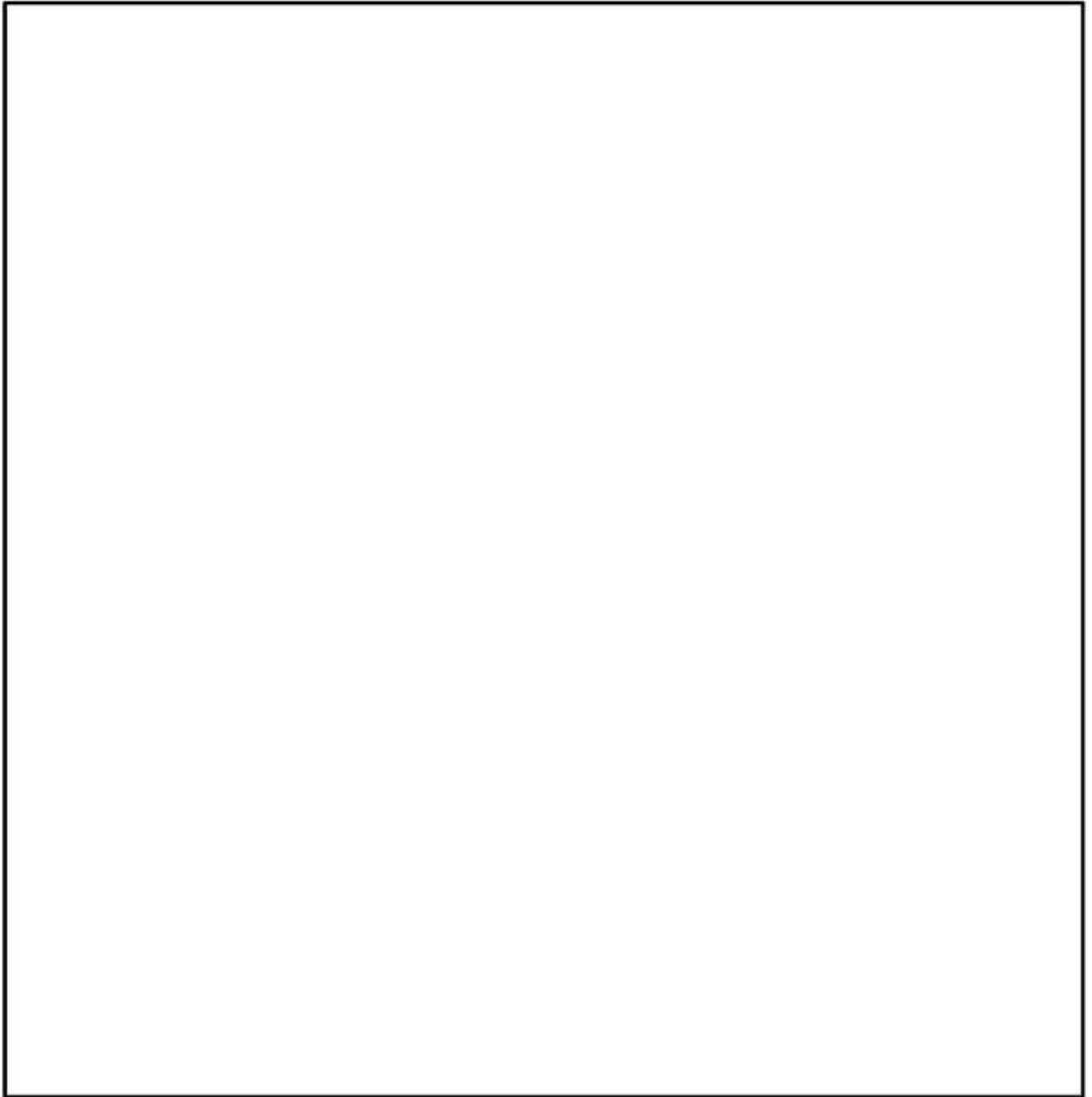
ABAQUS コードによる応力解析について

MSF-24P(S)型の胴、一次蓋、一次蓋ボルト、二次蓋ボルト、外筒、下部端板、蓋部中性子遮蔽材カバー及び底部中性子遮蔽材カバーの応力解析は、有限要素法による構造解析コード (ABAQUS) を使用する。解析モデルを別紙 1-1 図に示す。

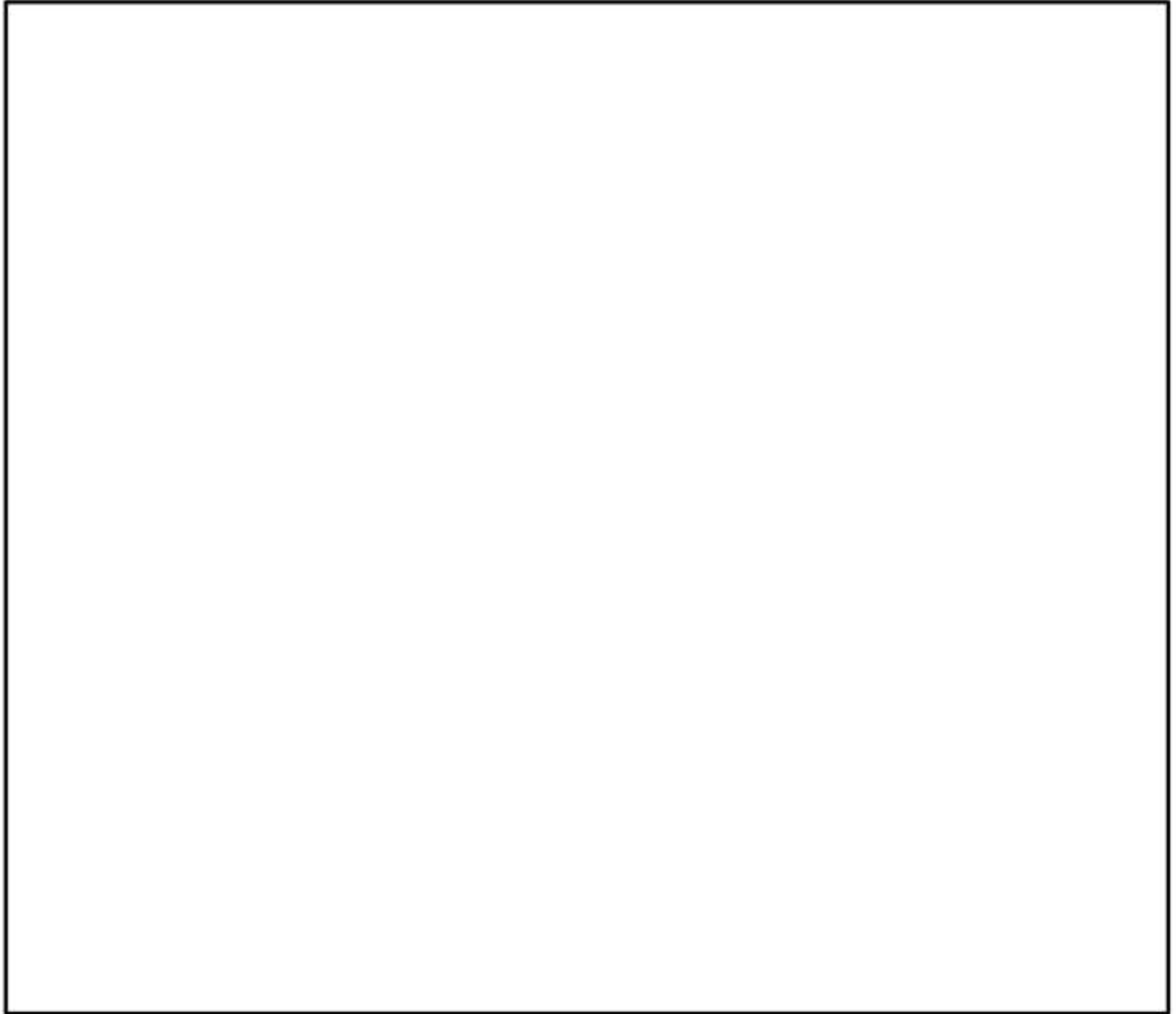
解析モデルは、MSF-24P(S)型の胴、一次蓋、二次蓋、貯蔵用三次蓋、外筒等によりモデル化される。

また、解析モデルは、三次元の 360° モデルとし、三次元固体 (連続体) 要素による解析モデルとする。モデル化には公称寸法を用いた。一次蓋、二次蓋及び貯蔵用三次蓋は各蓋ボルトにより胴に接続され、蓋と胴との接触が考慮されている。なお、中性子遮蔽材は慣性力による荷重が模擬できるように質量体として考慮した。使用済燃料集合体、バスケット及び伝熱フィンモデル化せず、使用済燃料集合体及びバスケットは、胴内部に作用する荷重として考慮し、伝熱フィンは胴及び外筒の質量に考慮した。

なお、応力解析に用いる ABAQUS コードは、別添 1 に示すとおり検証され、適用性が確認されている。



別紙 1 - 1 図 解析モデル 部材定義図 (1/2)



別紙1-1図 解析モデル 部材定義図 (2/2)

(別紙1-1図 (1/2) と異なり、一次蓋ボルト、二次蓋ボルト及び貯蔵用三次蓋ボルトを同時に示した断面表示としている)

応力解析に使用する ABAQUS コードについて

MSF-24P(S)型の応力解析に用いる解析コード (ABAQUS) について、その機能、計算方法、使用実績及び検証結果について説明する。

i 概要

ABAQUS コード⁽¹⁾は、米国 Hibbitt, Karlsson and Sorensen, Inc. (現在は Dassault Systèmes 社) で開発された有限要素法に基づく応力・座屈解析等の汎用解析コードであり、輸送キャスクの構造解析などに広く利用されている。

ii 機能

ABAQUS コードは、応力解析に際して以下の機能を有している。

- a) 弾性・弾塑性解析等のいずれの解も得ることができる。
- b) 材料特性として時間依存、ひずみの履歴依存並びに等方性・異方性等を考慮することができる。
- c) モデルの形状は1次元～3次元、また連続体についても取り扱うことができる。
- d) 伝熱解析結果をそのまま境界条件として熱応力解析に用いることが可能である。
- e) 荷重条件として集中荷重、分布荷重、モーメント、加速度 (慣性力)、圧力、遠心力、コリオリ力等が取り扱うことができる。また、これら条件の時間依存、線形変化に対しても対応可能である。

iii 解析フロー

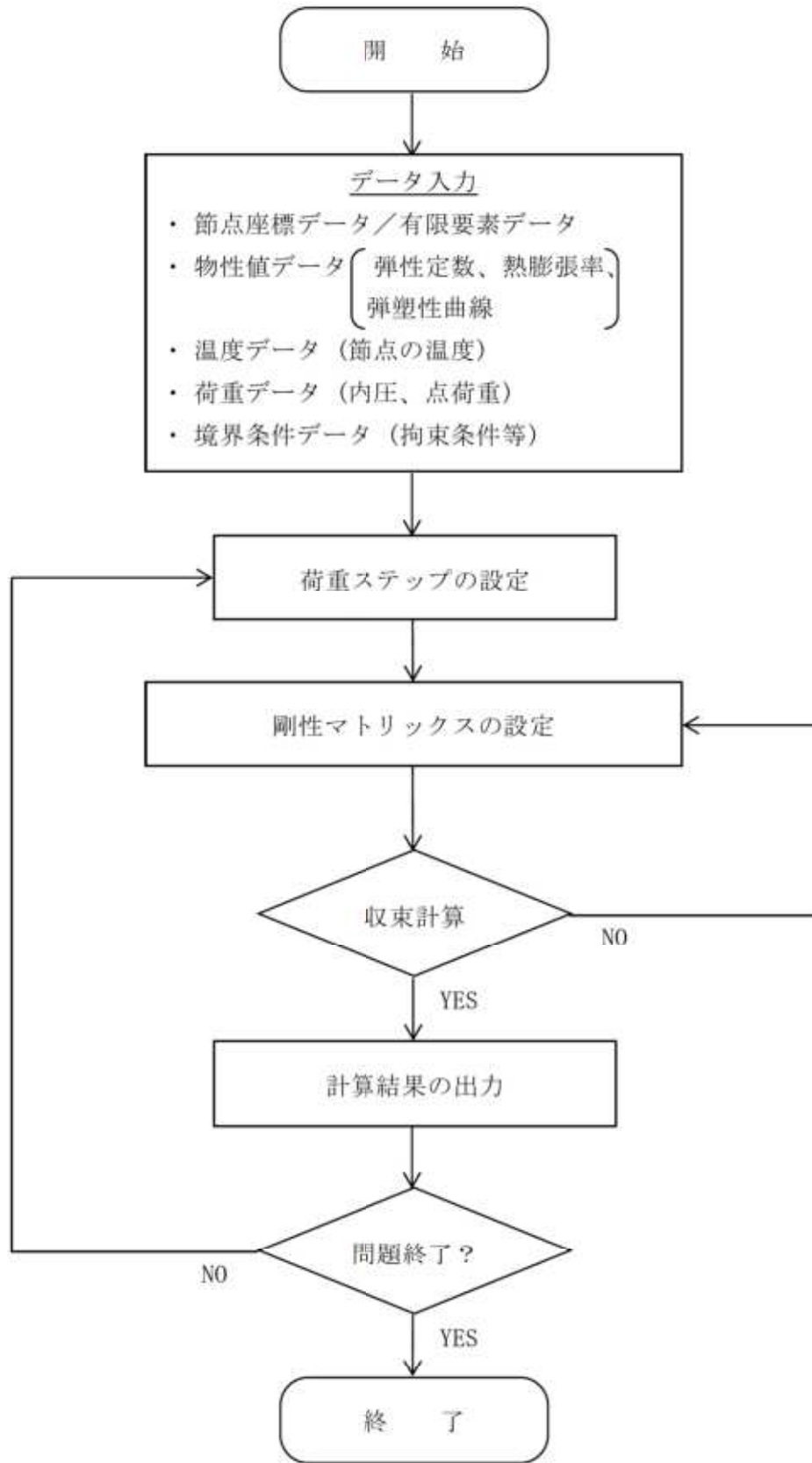
代表的な解析フローを別紙1-2図に示す。

iv 使用実績及び検証

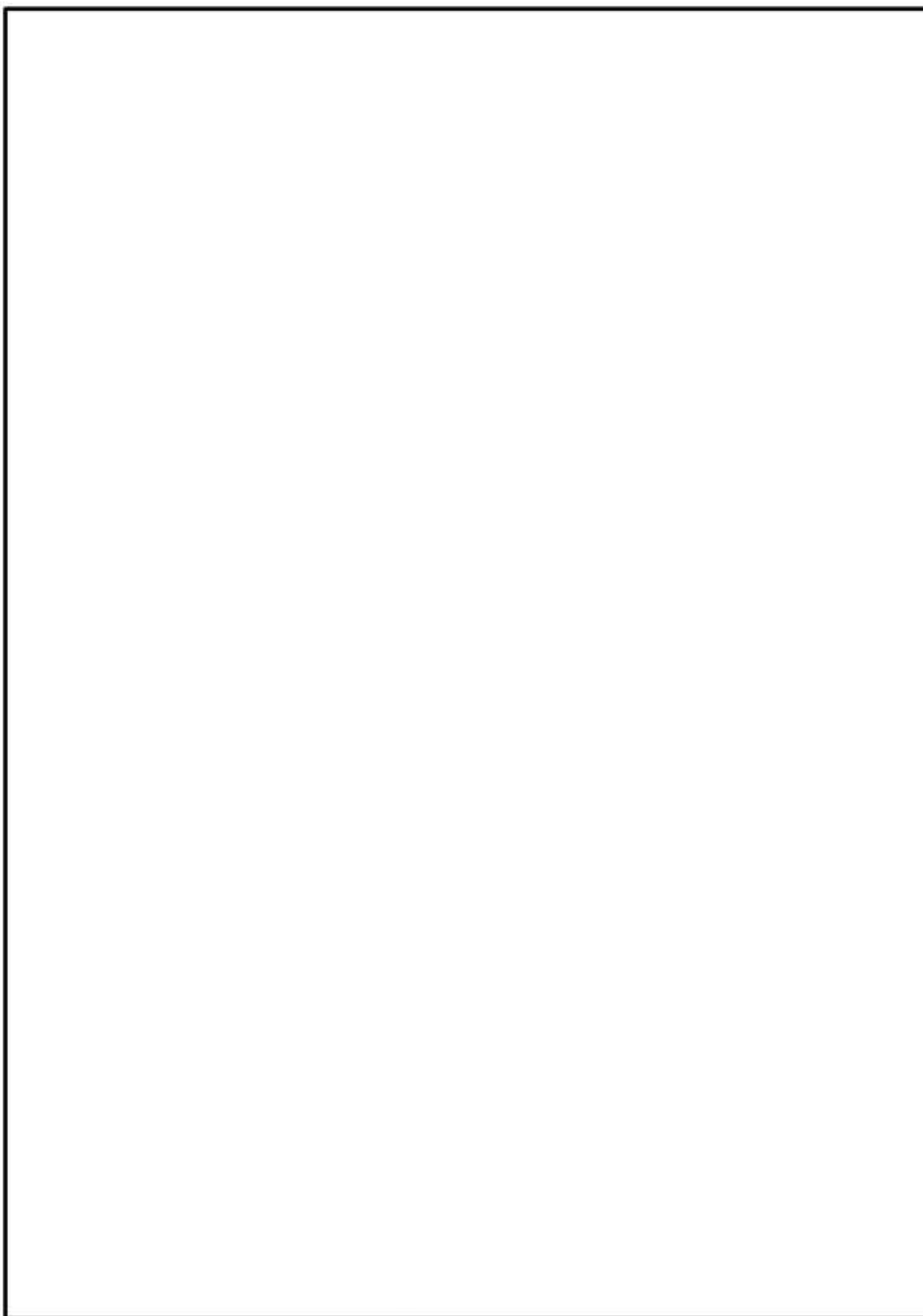
ABAQUS コードは、多くの応力解析に使用された実績がある。

検証例として、内圧力を受ける厚肉円筒についての弾性解析における ABAQUS 解析結果と理論解との比較を別紙1-3図に示す。

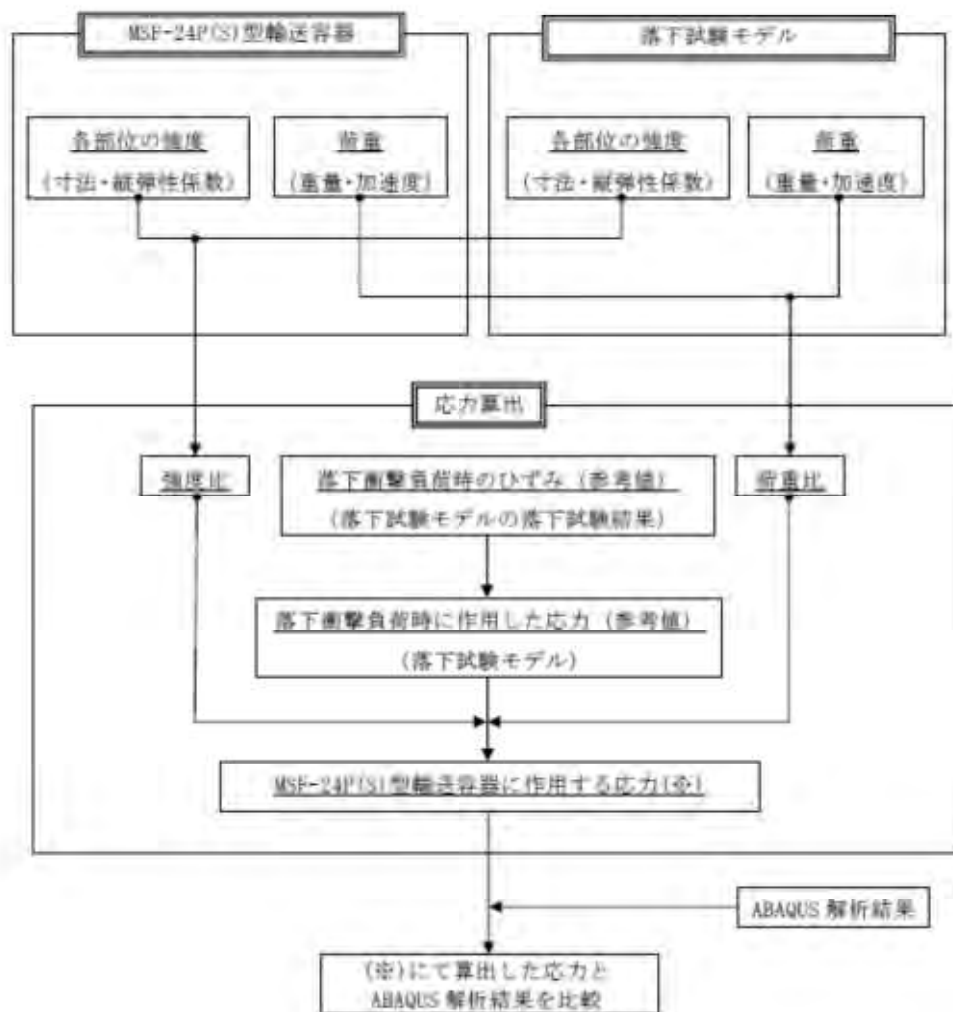
また、MSF-24P(S)型のプロトタイプである MSF キャスクの落下試験モデルを用いた落下試験結果を基に、MSF-24P(S)型輸送容器の ABAQUS コードを用いた応力解析手法の妥当性を検証している (別紙1-4図)。



別紙1-2図 ABAQUS コードの解析フロー図



別紙 1 - 3 図 ABAQUS コードの検証例



(1) 検証手順

別紙 1 - 4 図 (1/2) MSF-24P(S) 型輸送容器の ABAQUS コードを用いた応力解析手法の検証
 (型式指定申請書 添付書類 13「外運搬規則第六条若しくは第七条及び第十一条に定める技術上の基準(容器に係るものに限る。)への適合性に関する説明書」(ρ)章 A.10.2 より抜粋)

(ロ)-第A.83表 9.3 m 頭部垂直落下時の各蓋ボルトの応力評価結果

部位	変形モード	試験結果より 算出した応力 (MPa)	ABAQUS 解析結果 ^(注) (MPa)	評価基準 (MPa)
二次蓋ボルト	引張+曲げ	47	201	848
三次蓋ボルト	引張+曲げ	51	53	848

(注1) 落下試験結果のひずみ測定位置が蓋ボルトの中央位置(軸方向)であるため、解析結果に記載する応力も蓋ボルトの中央位置(軸方向)の応力とした。また、落下試験結果は、蓋ボルト締付後のひずみを0として測定しているが、ABAQUS解析結果には初期締付力が含まれているため、記載する値は解析結果と初期締付力の差とした。

(ハ)-第A.84表 9.3 m 水平落下時の各蓋ボルトの応力評価結果

部位	変形モード	試験結果より 算出した応力 (MPa)	ABAQUS 解析結果 ^(注) (MPa)	評価基準 (MPa)
二次蓋ボルト	引張+曲げ	92	181	848
三次蓋ボルト	引張+曲げ	273	368	848

(注1) 落下試験結果のひずみ測定位置が蓋ボルトの中央位置(軸方向)であるため、解析結果に記載する応力も蓋ボルトの中央位置(軸方向)の応力とした。また、落下試験結果は、蓋ボルト締付後のひずみを0として測定しているが、ABAQUS解析結果には初期締付力が含まれているため、記載する値は解析結果と初期締付力の差とした。

(2) 検証結果

別紙1-4図(2/2) MSF-24P(S)型輸送容器のABAQUSコードを用いた応力解析手法の検証
 (型式指定申請書 添付書類13「外運搬規則第六条若しくは第七条及び第十一条に定める技術上の基準(容器に係るものに限る。)への適合性に関する説明書」(ロ)章A.10.2より抜粋)

(参考文献)

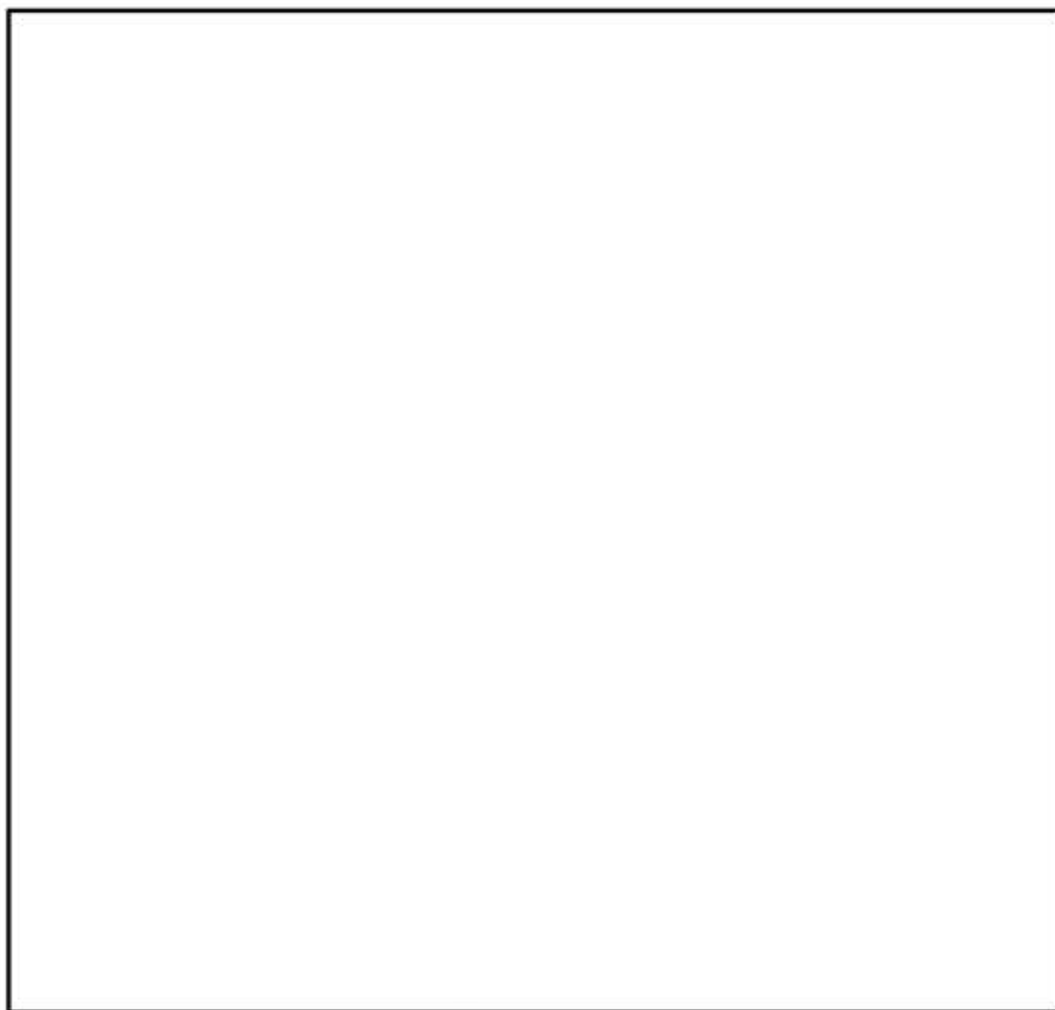
- (1) Dassault Systèmes, “SIMULIA User Assistance 2018” .

貯蔵用三次蓋の構造健全性について

1. 概要

貯蔵用三次蓋は、貯蔵用緩衝体の装着のために必要な部材（別紙2-1図参照）であるが、MSF-24P(S)型の安全機能を確保するために必要な強度部材ではないため、型式指定申請書 添付書類3-1「津波による損傷防止に関する説明書」において、強度評価を記載していない。

本別紙では、貯蔵用三次蓋の津波に対する構造健全性を示す。MSF-24P(S)型の安全機能を確保するために必要な強度部材の強度評価については、金属キャスク構造規格等に基づき実施しているが、貯蔵用三次蓋は、金属キャスク構造規格に分類のない部材であり、適用基準の規定がないため、金属キャスク構造規格の密封容器の応力評価を参考に実施した。



別紙2-1図 貯蔵用三次蓋の設置状態

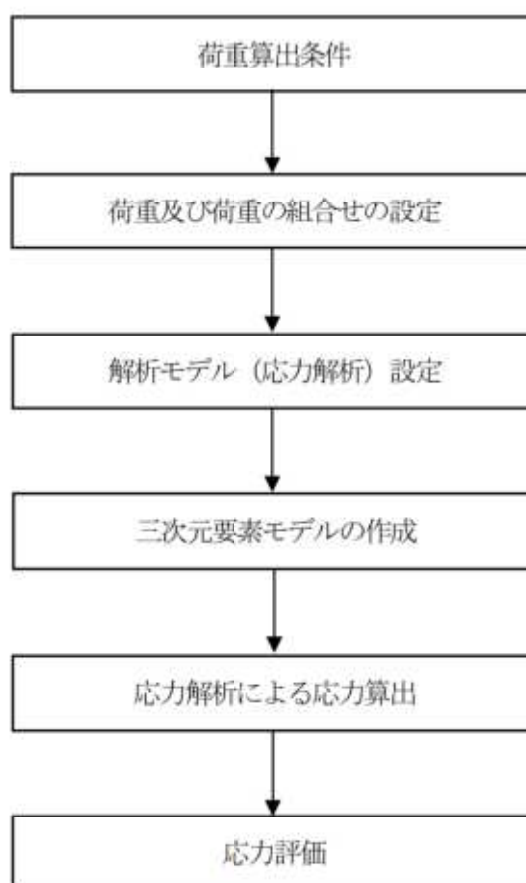
2. 貯蔵用三次蓋の強度評価

2.1 適用基準

貯蔵用三次蓋は、金属キャスク構造規格に分類のない部材であり、適用基準の規定がない。そのため、金属キャスク構造規格の密封容器の応力評価を参考に実施した。

2.2 応力評価フロー

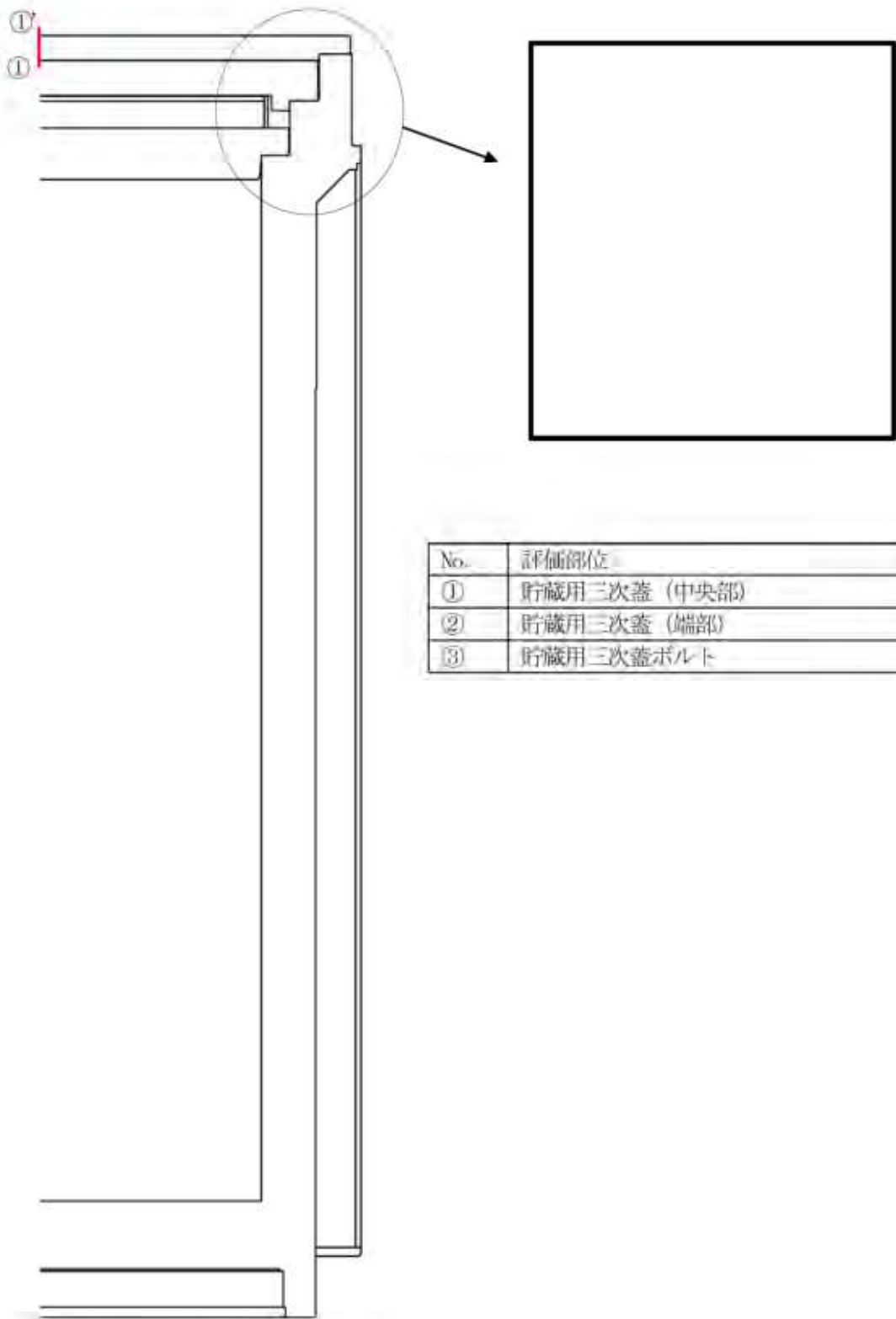
貯蔵用三次蓋の応力評価フローを別紙 2-2 図に示す。



別紙 2-2 図 貯蔵用三次蓋の応力評価フロー

2.3 応力評価箇所

応力評価箇所を別紙2-3図に示す。応力評価は、応力評価上厳しくなる構造上の不連続部等を選定して行う。



No.	評価部位
①	貯蔵用三次蓋（中央部）
②	貯蔵用三次蓋（端部）
③	貯蔵用三次蓋ボルト

別紙2-3図 貯蔵用三次蓋の応力評価位置

2.4 応力評価方法

応力評価方法は、型式指定申請書 添付書類3-1-2「津波に対する強度計算書」の4.3.1「胴、胴（底板）、一次蓋、一次蓋ボルト、一次蓋シール部、二次蓋、二次蓋ボルト、外筒、下部端板、蓋部中性子遮蔽材カバー及び底部中性子遮蔽材カバー」に記載の方法と同じであり、解析コードABAQUSにより行う。

貯蔵用三次蓋及び貯蔵用三次蓋ボルトの許容限界及び使用材料の許容応力を別紙2-1表及び別紙2-2表に示す。

別紙2-1表 許容限界

許容応力区分	評価部位	許容限界		
		一次一般膜応力	一次膜応力+一次曲げ応力	一次局部膜応力
供用状態D	貯蔵用三次蓋 (中央部・端部)	$2/3S_u$	S_u	S_u
		平均引張応力		平均引張応力+曲げ応力
	貯蔵用 三次蓋ボルト	S_y		S_y

別紙2-2表 使用材料の許容応力^(注)

材料	温度条件 (°C)	S_y (MPa)	S_u (MPa)	評価部位
[]	[]	—	373	貯蔵用三次蓋 (中央部・端部)
		846	—	貯蔵用三次蓋ボルト

(注) (一社) 日本機械学会「発電用原子力設備規格 材料規格 JSME S NJ1-2012」による。

2.5 応力評価結果

応力評価結果を別紙2-3表に示す。応力は評価基準値を満足しており、津波に対し十分な強度を有することを確認した。

別紙2-3表 貯蔵用三次蓋及び貯蔵用三次蓋ボルトの応力評価結果

評価部位	応力分類	発生値 (MPa)		評価基準値 MPa
		軸方向に津波荷重 が作用する場合	径方向に津波荷重 が作用する場合	
貯蔵用 三次蓋	一次一般膜応力	5	3	248
	一次局部膜応力	37	5	373
	一次膜応力+一次曲げ応力	28	3	373
貯蔵用 三次蓋ボルト	平均引張応力	288	191	846
	平均引張応力+曲げ応力	392	273	846